

新型コロナウイルス ワクチン接種情報

第29号
令和4年9月15日発行

小児(5歳~11歳)の新型コロナワクチン接種について

令和4年9月6日付予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布により、小児(5歳~11歳まで)追加接種(3回目接種)が特例臨時接種の対象となりました。

また予防接種法施行令の一部を改正する政令により、12歳未満の者も努力義務の対象となりました。

村では、追加接種の対象となる児童の保護者宛に、接種日時を指定した接種のご案内、予診票等接種に関する書類を個別郵送します。

- ◆対象者:1回目・2回目接種を完了した5歳~11歳の方で5ヶ月以上経過した方
- ◆使用ワクチン:ファイザー社製の5歳~11歳用ワクチン
- ◆接種場所:西吾妻福祉病院(長野原町)
- ◆その他:接種の日程を変更したい場合は保健室にご連絡ください。
電話 0279-96-1975

※接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものであることに変わりありません。

◆小児のワクチン接種についての詳細は下記をご覧ください。

◎厚生労働省

5~11歳の子どもへの接種(小児接種)について

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html

◆新型コロナワクチンの幼児児童への接種に関する見解等については下記をご参照ください。

◎公益社団法人日本小児科学会

URL: https://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=333

◎公益社団法人日本小児科医会

URL: <https://www.jpa-web.org/blog/uncategorized/a288>



【問合せ先】孺恋村役場 健康福祉課 保健室 0279-96-1975

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 (接種証明書)について

◆接種証明書の概要◆

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(接種証明書)は、予防接種法に基づいて各市町村で実施された新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、被接種者からの申請に基づき交付するものです。

接種証明書は、渡航先への入国時や、日本への入国後・帰国後に待機期間の緩和措置を受けられる場合や、日本国内において行動制限緩和等の措置を受けられる場合など、様々なシーンで活用できます。

※令和3年12月20日より、申請の必要条件から「海外渡航に関する場合」であることが撤廃され、国内用の接種済証の交付が可能になりました。

◆接種証明の申請と発行◆

1、書面での交付(コンビニ交付除く)

- ◎申請先・・・接種時住民登録してある市区町村
- ◎申請に必要なもの・・・申請書・本人確認証・接種券番号がわかるもの
- ◎申請方法・・・役場窓口または郵送

2、電子(スマートフォン)での交付

- ◎申請に必要なもの・・・スマートフォン・マイナンバーカード(暗証番号4桁)
パスポート(海外用が必要な場合)
- ◎申請方法・・・「接種証明書」アプリをダウンロードして必要事項入力
- ◎アプリのダウンロード方法

App StoreまたはGoogle Playで「接種証明書アプリ」と検索して、インストールできます。

「接種証明書アプリ」のインストールページにて「インストール」ボタンが表示されない場合、お使いのスマートフォンでは接種証明書アプリはご利用いただけません。

新型コロナウイルスワクチン
接種証明書アプリ



二次元コードからインストール可能です

【App Store】 【Google Play】



【注意事項】

- ・新たに接種を行った場合は再度証明書の発行が必要になります。
- ・接種時に住民登録をしていた市区町村ごとに発行が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によっては対応できない場合があります。

3、コンビニ交付(書面)

- ◎交付場所・・・(株)セブンイレブンほか
- ◎申請に必要なもの・・・マイナンバーカード(暗証番号4桁)・証明書発行料120円
- ◎取得方法・・・発行可能なコンビニのマルチコピー機の画面表示に従いマイナンバーカードを使用して取得

感染予防対策を
継続していただ
くようお願いし
ます。



密集場所



密接場面



密閉空間



マスクの着用



石けんによる
手洗い



手指消毒用アルコール
による消毒の励行

「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避